

国立大学法人大阪大学ティーチング・アシスタント及び ティーチング・フェローの受入れに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）が教育的配慮の下に、大学の学部又は大学院に在籍する優秀な学生を教育支援業務に従事させ、共通教育・学部教育等におけるきめ細かい指導を実現し、教育者としてのトレーニングにより、教育指導能力の育成を図る機会を学生に提供するとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、学生の処遇改善の一助とするため、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）及びティーチング・フェロー（以下「TF」といい、TAと併せて「TA等」という。）の受入れに関する事項について定めることを目的とする。

(業務内容)

- 第2条** TA等の業務は、学部のほか、博士前期課程、修士課程、生命機能研究科の博士課程（博士前期課程に相当する期間に限る。）又は法科大学院の課程において、当該部局等の必要と認める教育活動（事務的・管理的業務を除く。）を支援することとする。
- TAは、教員の教育上の指導のもと、前項に定める教育活動における補助的な教育業務を支援することを主たる業務内容とする。
 - TFは、教員の教育上の指導のもと、第1項に定める教育活動における補助的な教育業務を自ら計画の上、授業等の進行管理をしながら展開して実施することを主たる業務内容とする。

(資格)

- 第3条** TAとなることができる者は、修業年限を6年としている学科を置く学部の5年次以上、博士前期課程、修士課程、法科大学院の課程、博士後期課程、生命機能研究科の博士課程又は医学系研究科医学専攻、歯学研究科若しくは薬学研究科医療薬学専攻の博士課程（以下「医学・歯学・薬学の博士課程」という。）に在籍する優秀な学生とする。
- TFとなることができる者は、博士後期課程、生命機能研究科の博士課程（博士後期課程に相当する期間に限る。）又は医学・歯学・薬学の博士課程に在籍する優秀な学生のうち、別に定める要件を満たした者とする。

(選考の基準及び方法)

第4条 TA等の選考は、当該学生が所属する学部又は研究科と十分連携した上で、実

施部局等の定める基準と方法に従って、これを行う。

(受入れの期間)

第5条 TA等の受入れ期間は、1年以内の期間で、個々のTA等ごとに、これを定める。

(受入れ決定通知書の交付)

第6条 大学が学生をTA等として受入れることを決定した場合には、次の条件に係る事項を記載した受入れ決定通知書を、当該学生に交付する。

- (1) 報酬に関する事項
- (2) 業務に従事すべき場所、時間その他業務の実施に関する事項
- (3) 受入れの期間に関する事項
- (4) 受入れの終了に関する事項

(提出書類)

第7条 TA等となる者は、大学が必要と認める書類を大学に提出しなければならない。

- 2 前項の書類の提出を怠ったとき、又は当該書類に不実の記載があったときは、TA等としての受入れを行わないことがある。
- 3 第1項の書類の記載事項に変更があったときは、その都度、速やかにこれを大学に届け出なければならない。

(受入れの終了)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって、TA等としての受入れは終了したものとする。

- (1) 受入れの期間が満了したとき 満了日
- (2) TA等が死亡したとき 死亡日
- (3) TA等が大阪大学の学部又は大学院に在籍しなくなったとき 学籍喪失日
- (4) TA等が大阪大学の学部又は大学院に休学を申し出たとき 休学開始日の前日
- (5) やむを得ない事由により大学又はTA等が受入れの中断を申し出たとき 大学が終了日と認めた日

(報酬)

第9条 TAの報酬は、次のとおりとする。

- (1) 学部、博士前期課程、修士課程、生命機能研究科の博士課程（博士前期課程に相当する期間に限る。）又は法科大学院の課程の学生 1時間当たり1,400円
- (2) 博士後期課程、生命機能研究科の博士課程（博士後期課程に相当する期間に限る。）又は医学・歯学・薬学の博士課程の学生 1時間当たり1,500円

- 2 TFの報酬は、1時間当たり1,800円とする。
- 3 前2項の報酬は、大学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。

(業務に従事する時間)

第10条 TA等の業務に従事する時間は、学生としての修学・研究活動等（研究指導や授業を受ける時間を含む。）に支障を生じない範囲で、個々のTA等ごとに、これを定める。

(業務に専念する義務等)

第11条 TA等は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定める国立大学の使命及び業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に業務を遂行するとともに、その業務に従事すべき時間においては、これに専念しなければならない。

- 2 TA等は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第12条 TA等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 大学の名誉を毀損し、又はその信用を失墜させる行為
- (2) 大学の秩序、風紀又は規律を乱す行為

(守秘義務)

第13条 TA等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、大学の許可を得て証言する場合には、この限りでない。

- 2 前項の規定は、TA等としての受入れが終了した後も、これを適用する。

(文書の配布・掲示、集会等)

第14条 TA等が大学の敷地又は施設内（以下「学内」という。）において文書又は図画を配布しようとするときは、業務の正常な遂行を妨げない方法及び態様において、これを配布しなければならない。

- 2 前項の文書又は図画が次の各号のいずれかに該当する場合には、その配布を禁止する。
 - (1) 大学の業務の正常な運営を妨げるとき。
 - (2) 第12条各号に掲げる行為に該当するとき。
 - (3) 公序良俗に反するとき。
 - (4) その他大学の業務に支障をきたすとき。
- 3 TA等が学内で文書又は図画を掲示する場合には、大学の許可を得た上で、あらかじめ指定された場所にこれを掲示しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の掲示を行う場合について準用する。
- 5 TA等は、大学の許可なく、学内で業務外の集会、演説、放送又はこれらに類する

行為を行ってはならない。

(ハラスメントの防止等)

第15条 TA等は、「大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第2条に定めるハラスメントを行ってはならない。

2 大学は、TA等の良好な職場環境を確保するため、前項に規定するハラスメントの防止等に関する措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 大学は、TA等が故意又は過失により大学に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部について、賠償を求めることができる。

2 前項の損害賠償は、第8条第6号の規定により大学がTA等の受入れを中断することを妨げるものではない。

(安全衛生の確保に関する措置)

第17条 大学は、大阪大学安全衛生管理規程の定めるところにより、TA等の安全衛生及び健康の確保に努めなければならない。

(安全衛生に関する遵守事項)

第18条 TA等は、大学の安全衛生を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全衛生の確保に当たっては、受入れ部局等の長の指示・命令等に従うこと。
- (2) 災害の防止及び衛生の向上に努めること。
- (3) 大学の許可なく、安全衛生装置、消火設備その他危険防止のための機器等を移動させ、又は当該地域に立ち入るような行為をしないこと。
- (4) 運転中の機械の取扱いには特に注意すること。
- (5) 喫煙は灰皿等の設備のある所定の場所で行い、吸殻等の始末を完全にすること。
- (6) 保護具、安全具等の使用が定められているときは、必ずこれを使用し、その効力を失わせるような行為をしないこと。

(非常災害時の措置)

第19条 TA等は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置を講じるとともに、直ちに関係部署の職員に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

(業務の禁止)

第20条 TA等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その業務を禁止することがある。

- (1) 本人、同居人又は近隣の者が感染症にかかるか、その疑いのあるとき。
 - (2) 業務を継続すれば、病勢が悪化するおそれのあるとき。
 - (3) 前2号に準ずる事情が存するとき。
- 2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、直ちに受入れ部局等の長に届け出て、その指示に従わなければならない。
 - 3 前2項に規定するほか、業務の禁止に係る措置について必要な事項は、別に定める。

(出張)

- 第21条** 業務上必要がある場合には、大学はTA等に対して出張を命じることがある。
- 2 前項の出張に要する旅費については、別に定める。

(オリエンテーション)

- 第22条** 受入れ部局等の長は、TA等に教育支援業務を行わせるに当たって、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行い、円滑な業務の遂行と事故の防止に努めるものとする。

(実績報告)

- 第23条** 受入れ部局等の長は、毎年度の終わりに当該年度のTA等実績報告書を作成し、総長に報告しなければならない。

(受入れ細目)

- 第24条** この規程に定めるもののほか、TA等の受入れに関し必要な事項は、受入れ部局等の長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年10月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。